

**令和8年度
須恵町商工会
事業承継奨励金事業要領**

2026年5月
須恵町商工会

1. はじめに

<奨励金とは>

この奨励金は町民の方から納税いただいた税金をもとに運営させていただいています。そのような性格を持つ奨励金ですので、無条件で支払われる訳ではありません。ルールを守って、事業の発展のために有効にご活用ください。

(1)奨励金のお支払は、事務局にて提出書類内容を精査し奨励金額の確定通知書をご送付いたします。その後、ご指定口座へお振り込みとなります。

2. 本事業について

(1)事業の目的

須恵町内(中小企業)事業者の円滑な事業承継を図ることを目的として、後継者が事業承継に要する経費の一部を助成するものです。

(2)申請対象者

- (a) 対象期間内に須恵町内で事業承継を行った個人および法人(中小企業者に限る)。
- (b) 町内事業者であり事業承継時に須恵町に事業所所在地(本社)があることを確認できる者。
- (c) 当該事業を5年以上の継続が見込まれる者。
- (d) 市町村民税に滞納がない者。
- (e) 須恵町商工会の継続した支援のもと「事業承継に係る計画書」を作成している者。
またその計画期間が有効であること。
- (f) この奨励金の支給を受けた事がない者。

(3)交付対象事業承継

- (a) 親族内承継による事業承継。(この事業承継奨励金という親族とは配偶者、直系血族、3親等内の傍系血族または3親等内の姻族をいう。)
- (b) 従業員承継による事業承継。

(4)事業承継対象期間

2026年1月1日(木)～2026年12月31日(木)

(5)奨励金の額

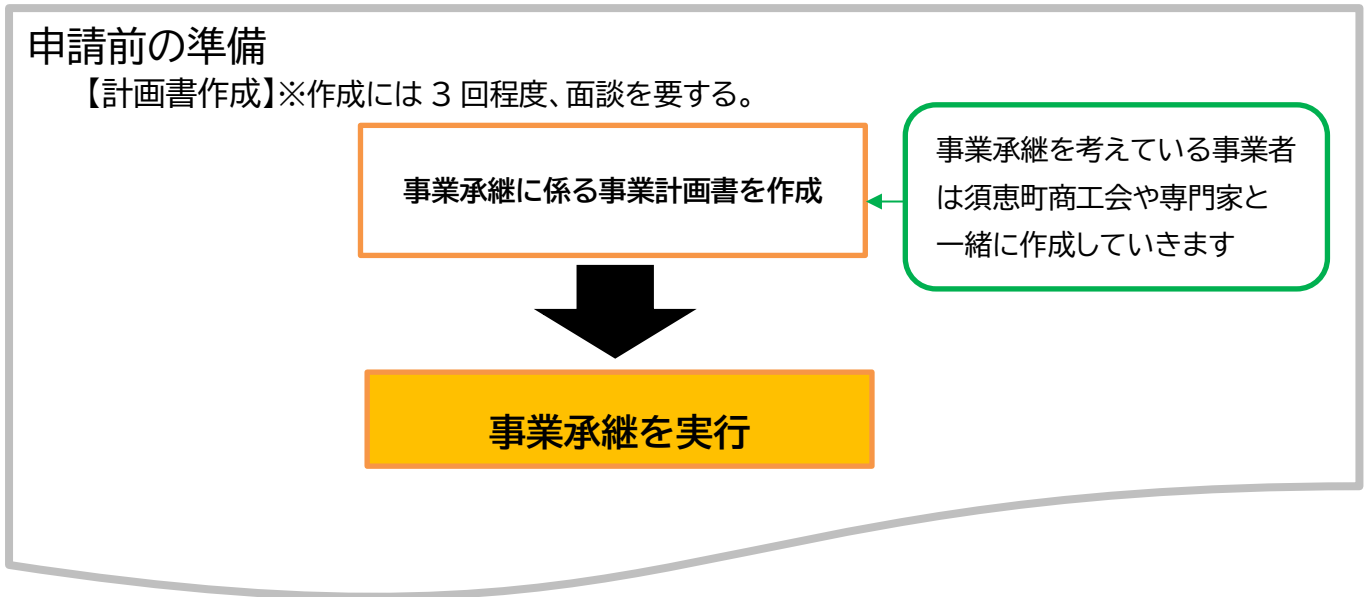
10万円(同一対象者に対して1回限り)

(6)申請手続き

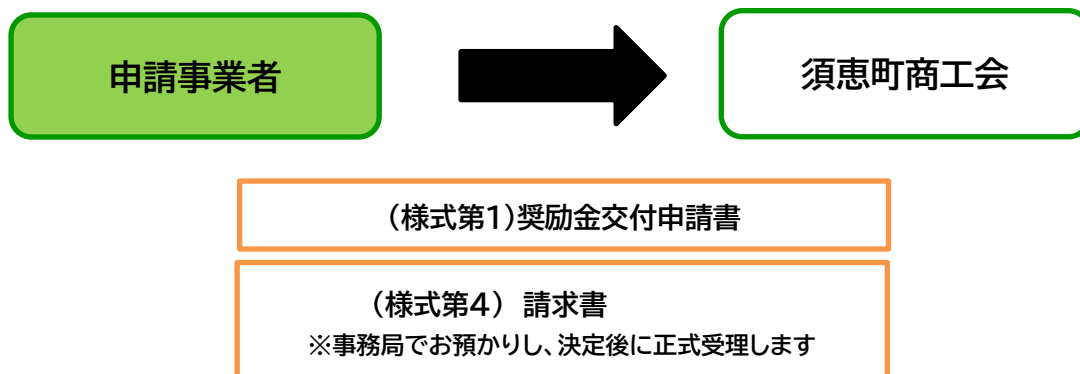
申請期間:2026年6月1日(月)～2027年1月29日(金)**【必着】**

3. 交付申請から奨励金受給までのフローチャート(主な手続き)

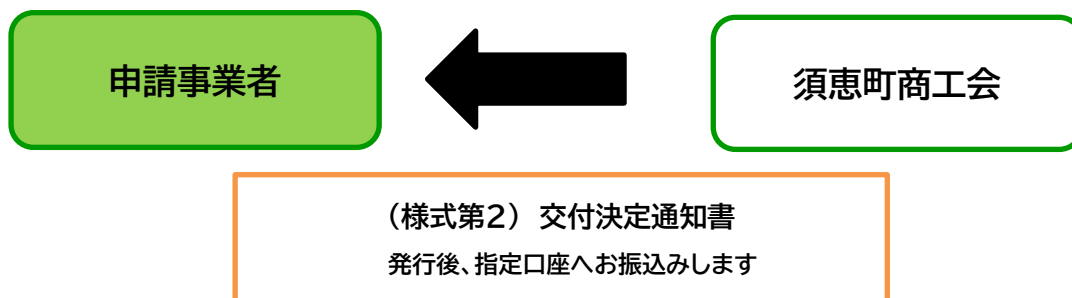
【これから事業承継を行う事業所】



【交付申請(審査)】



【交付決定】



4. 交付申請時の提出書類

提出書類内容	提出部数
① (様式第1)奨励金交付申請書	1部
② (様式第4)請求書	
③ 事業承継に係る事業計画書	
④ 開業日・事業所が須恵町内にあることが確認できるものの写し (個人)開業届 (法人)登記簿謄本	
⑤ 納税証明書(市町村民税に滞納がないことがわかるもの)	

5. その他

(1) 税務・会計上の取扱いについて

奨励金は会計上、支払額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります(消費税の課税対象とはなりません)。

(2) 奨励金の不正受給等の不正行為に対する処分について

奨励金の申請者(手続代行者含む)が奨励金事務局等に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けた場合は、不正の内容に応じて返還請求させていただきます。

須恵町商工会 事業承継奨励金事務局

〒811-2114 粕屋郡須恵町上須恵 1167 電話 092-932-6700

※本要領をご覧いただき、ご不明な点等がございましたらお問い合わせください。

対応時間:9:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日、年末年始の休業日を除く。)